# 第５章
# 計画の推進体制と進行管理

## １．計画の推進体制

市民を主体として行政や関係機関・関係団体が連携・協働し、それぞれの役割を認識したうえで、食育や食の安全安心に関する取り組みを推進します。

「庁内食育・食の安全安心推進会議」や「庁内食育・食の安全安心推進連絡会議」において、庁内の関係各課や各分野での連携・協働を図り、食育や食の安全安心に関連する施策・事業を効果的に推進します。

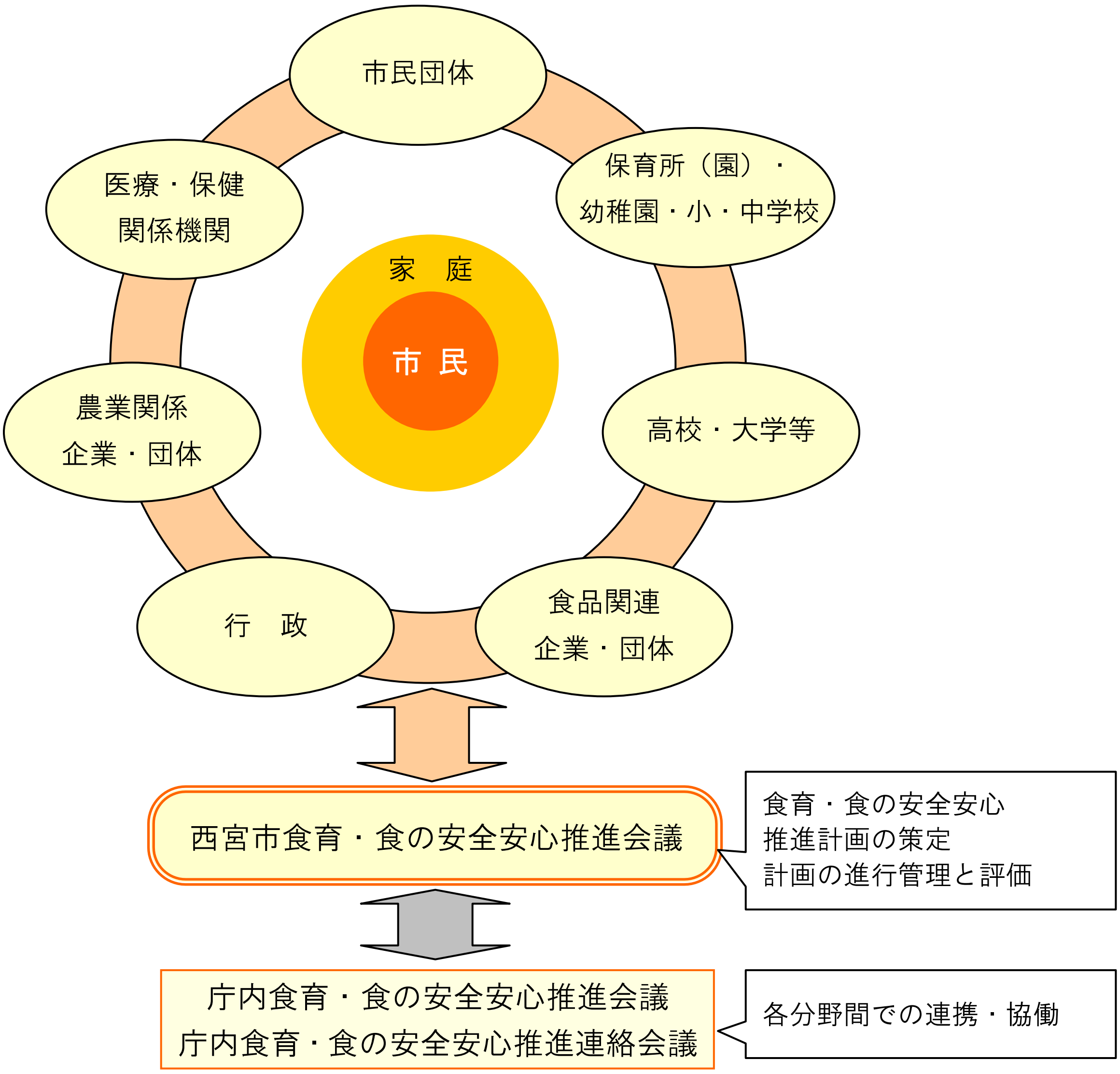

# ２．計画の進行管理

　学識経験者や関係団体の代表、公募市民で構成する「西宮市食育・食の安全安心推進会議」において、食育や食の安全安心の取り組みの推進および進行状況の点検や課題の整理、取り組みの評価等の計画の進行管理を行います。

計画推進のサイクル（手順）

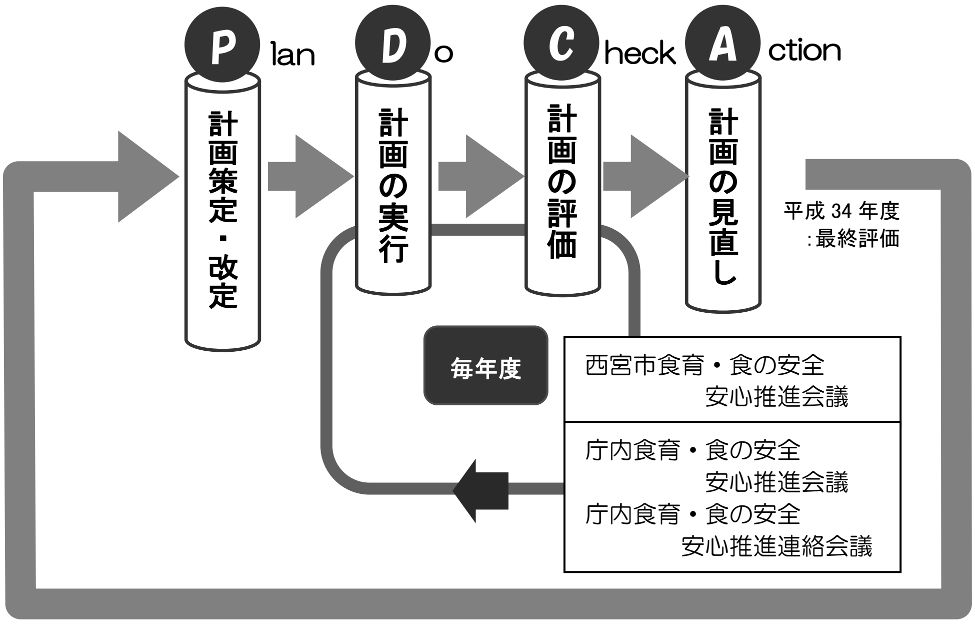


P **計画の策定・改定**

① 西宮市食育・食の安全安心推進計画の策定・改定
② 評価項目に関する目標値の設定

D **計画の実行**

① 西宮市食育・食の安全安心推進計画に基づいた取り組みの実施

C **計画の評価**

① 西宮市食育・食の安全安心推進会議および庁内会議で、活動指標等による評価・見直し

A **計画の見直し**

① 目標値の達成状況を踏まえ、課題の明確化
② 西宮市食育・食の安全安心推進計画の方針、具体的な取り組みの見直しと新たな目標値の検討